

平成30年分の相続税の申告事績について

昨年12月19日に国税庁ホームページで「平成30年分 相続税の申告事績の概要」が公表されました。

平成30年中（平成30年1月1日～平成30年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告事績の概要は、次のとおりです。

1. 被相続人数等

平成30年中に亡くなられた方（被相続人数）は約136万人（平成29年約134万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約11万6千人（平成29年約11万2千人）で、課税割合は8.5%（平成29年8.3%）となっており、平成29年より0.2ポイント増加しました。

（参考）平成30年分の全国平均の課税割合は8.5%ですが、三大都市圏を管轄する国税局別に課税割合をみると、東京国税局管内（東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）は13.6%、名古屋国税局管内（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）は11.3%、大阪国税局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県）は8.9%です。

2. 課税価格

課税価格の総額は、16兆2,360億円（平成29年15兆5,884億円）で、被相続人1人当たりでは1億3,956万円（平成29年1億3,952万円）となっています。

3. 申告税額

申告税額の総額は2兆1,087億円（平成29年2兆185億円）で、被相続人1人当たりでは1,813万円（平成29年1,807万円）となっています。

4. 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地35.1%（平成29年36.5%）、現金・預貯金等32.3%（平成29年31.7%）、有価証券16.0%（平成29年15.2%）の順となっています。

● 相続税の申告事績

項目	年分			
	平成29年分	平成30年分	対前年比	
① 被相続人数 (死亡者数)	1,340,397人	1,362,470人	101.6%	
② 相続税の申告書の提出 に係る被相続人数	外32,153人	外33,140人	外103.1%	
	111,728人	116,341人	104.1%	
③ 課税割合 (②/①)	8.3%	8.5%	0.2ポイント	
④ 相続税の納税義務者 である相続人数	249,576人	258,498人	103.6%	
⑤ 課税価格	外16,535億円	外17,362億円	外105.0%	
	155,884億円	162,360億円	104.2%	
⑥ 税額	20,185億円	21,087億円	104.5%	
⑦ 被相続人 一人当たり	課税価格 (⑤/②)	外5,143万円	外5,239万円	外101.9%
	税額 (⑥/②)	13,952万円	13,956万円	100.0%
⑧	税額 (⑥/①)	1,807万円	1,813万円	100.3%

（注）外書は相続税額のない申告書に係る計数を示しています。

● 相続財産の金額の推移

（単位：億円）

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
H20年	58,497	6,385	15,681	25,363	12,091	118,017
21年	54,938	6,059	13,307	24,682	11,606	110,593
22年	55,332	6,591	13,889	26,670	12,071	114,555
23年	53,781	6,716	15,209	28,531	12,806	117,043
24年	53,699	6,232	14,351	29,988	12,978	117,248
25年	52,073	6,494	20,676	32,548	13,536	125,326
26年	51,469	6,732	18,966	33,054	13,865	124,086
27年	59,400	8,343	23,368	47,996	17,256	156,362
28年	60,359	8,716	22,817	49,426	17,345	158,663
29年	60,960	9,040	25,404	52,836	18,688	166,928
30年	60,818	9,147	27,733	55,890	19,591	173,179

この10年ほどの相続財産の金額の推移を見ると、不動産はそれほど大きく増加していませんが、金融資産は2倍以上に増えていることがわかります。ここから、平成27年の相続税基礎控除額の引下げの影響により、「不動産は自宅のみで、あとは金融資産だけ」というごく普通の方々が、相続税の課税対象者に多く取り込まれた実態が窺えます。

（担当：小西 渉）